



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2025 年 4 月号

No. 289

No.289 (2025 年 4 月号) <3 月 25 日発行>

今月号の注目情報

「2024 年度ソフトウェア動向調査」 調査結果データの公開等 (IPA 独立行政法人 情報処理振興機構)



巻頭言

『ニッポンの職人技術と便利な IT ツールの利用』

会員番号：1760 斎藤由紀子 (副会長 個人情報保護監査研究会主査)

岐阜県高山市に、「渋草焼」という焼物がある。光を透す磁器でありながら、一つひとつ轆轤で整形し、染付 (釉薬を掛ける前に描く = 青絵)、焼成してから釉薬の上に描く (= 赤絵) もすべて手描きである。下の写真は 50 年ほど前に製作され我が家で大切にしていたものだが、職人が世代交代しても、同じデザインのもの、今も脈々と引き継がれている。ご参考:「渋草焼」芳国舎 <http://www.shibukusa.co.jp/>

高いクオリティを維持して、生活の用に供する製品を提供してきた日本人のデザイン力・技術力は、1989 年に WWW (World Wide Web) が誕生して以来、Web デザインの世界でも随所で発揮されて、技術者は、ホームページを如何にカッコよく見せるか工夫し切磋琢磨してきた。

今日、CMS (Contents Management System) を利用して、企業内で Web ページを作成する組織が増えて、外注する際は自社でメンテナンスすることを前提に、CMS を指定する企業が多くなってきている。

その波及効果はめざましく、素人感満載のサイトはさっぱりと見かけなくなり、全体の品質は大きく向上してきたように見える。反面、企業の Web サイトがどこも同じようなレイアウトとなり、これでもかというほど大きなイメージをスクロールさせられ、必要な情報に辿り着けないことが多くなった。

いつの時代でも、新しい技術はこなれるのに時間が必要だとは思いますが、CMS を使う技術者たちがあと一歩習熟してくれて、見やすく、効率的に利用できるサイトが増えてくるように期待する今日この頃である。



以上 盆は同じく高山の春慶塗

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【 ニッポンの職人技術と便利な IT ツールの利用 】	
1. めだか	3
【 続・時代が求めるシステム監査（無思想の発見） 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】 改めて「賃金のデジタル給与払い」と、キャッシュレス決済社会の行方	
【 コラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門（4）	
3. 本部報告	14
【 第 24 期通常総会報告第 24 期通常総会報告 】	
【 総会特集 会報アワードと年間テーマ 】	
4. 支部報告	16
【 北越支部北信越支部 2025 年度支部総会・富山県例会/3 月リモート例会報告 】	
【 近畿支部 第 210 回定例研究会 】	
5. 注目情報	20
【 IPA 独立行政法人 情報処理振興機構 】	
「2024 年度ソフトウェア動向調査」 調査結果データの公開等	
6. セミナー開催案内	21
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
7. 協会からのお知らせ	23
【 2025 年度春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】	
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
8. 会報編集部からのお知らせ	27

めだか 【 続・時代が求めるシステム監査（無思想の発見） 】

「続・時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、気候変動、ウイルスによるパンデミック、戦争、地震・津波、台風、人口、政治、等々により、求められものである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは一体何かを考える。



資料によると次のことが書かれている。“日本人は無宗教・無思想・無哲学だという。さて無思想とは、どのような事態か。もしかするとそれは、「ゼロ」のようなものではないのか。つまりゼロとは、「なにもない」状態をあらわしつつ、同時に数字の起点でもある。ならば、「思想がない」というのも、ひとつの「思想」のあり方ではないか。”そして、“日本の風土と伝統が生んだ「無思想という思想」を手がかりに、現代を取り巻く諸問題、さらには、意識／無意識とはなにかを、大胆に、されど精緻に考え尽し、閉塞した現代に風穴を開ける。”としている。

ゼロの発見については、“数学でゼロを発見したのは、インド人だと習った。これはたいへんな発見だった。おかげで数の世界は大きく広がり、計算はずいぶん単純になった。ローマ数字や漢数字しかなかったら、いかに不便か、だれでもそれはわかると思う。”といい、また、“「思想なんてものはない」。これは思想におけるゼロの発見である。ゼロには、二つの意味がある。一つは、数字としてのゼロである。マイナス1、ゼロ、プラス1、プラス2と数字を並べていくとき、ゼロは「数字のなかの一つの数字」に過ぎない。他方、ゼロという数を一つ取り出し、その意味だけを考えるなら、それは「とりあえずそこには数がない」ことをも意味している。”という。

考えてみると、“「思想なんてものはない」つまり「無思想という思想」は、その意味でこのゼロに等しい。これ自体が一つの思想であるとともに、「とりあえずそこに思想はない」ということを、同時に意味しているからである。これが矛盾でもなんでもなく、数字のゼロが証明している。それはむしろ数学をはるかに豊かにした。日本の無思想も無宗教も無哲学も、決して二ヒリズムではない。数字のゼロだと思えばいい。そこから思想の大きな可能性が開けるはずである。とりあえず思想がないと、それを補完するものとしての現実が発生する。それが世間という現実である。”といている。

時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考え、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対して、あらためて考えてみる必要がある。（空心菜）

資料：「無思想の発見」養老孟司 著 ちくま新書 569

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJの見解ではありません。）

<目次>

【投稿】改めて「賃金のデジタル給与払い」と、キャッシュレス決済社会の行方

会員番号 0436 大石正人

2024年7月に発行が開始された新紙幣（新様式の日本銀行券）について、この半年間の「普及」（紙幣全体に占める新札の比率）が、20年前の新紙幣発行時に比べ遅くなっているようです。日本経済新聞によると、発行後半年に2024年12月末の紙幣流通高170億枚のうち、新様式券は40億枚と2割強で、前回（2004年）の49%の半分のペースでした。前回は「偽札対応も迫られていた」ために新様式券への移行ニーズも高かった、という事情に加え、キャッシュレス決済比率の高まり（2010年の13.2%から2023年は39.3%へ上昇）や、現金を自宅で保管する「タンス預金」の存在が新紙幣への切り替えを遅らせているのでは、とも指摘しています。

（注）普及進まぬ新紙幣、まだ2割どまり 前回の半分のペース（日本経済新聞_2025年2月27日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB056XZ0V00C25A2000000/>

確かに金融機関（たとえばゆうちょ銀行）のATMで現金（例えば千円札で纏めて）引き出すと、旧様式券が纏まって出てくることも結構な頻度であり、新紙幣発行から相応の期間が経っているので不思議な気もしています。もっとも小売店の店頭での買い物や飲食店での支払いで、現金払いをする顧客の比率は目立って低下した感触はあるので、現金需要が減っているのでは、との件の記事の推測は実感にも合うところですが。またテレビ番組の中で警鐘される詐欺被害の事例でも、どうしてそんな多額の現金がすぐに用意できるのだろう、と、自宅にある「タンス預金」の存在を示唆する内容が目立ちます。

このように着実に普及が進むキャッシュレス決済ですが、上述の統計（経済産業省2024年3月29日発表。民間消費支出を分母として算出）での2023年キャッシュレス決済比率39.3%の内訳は、クレジットカードが83.5%と大半を占め、QRコードなどを利用するコード決済が8.6%、電子マネーが5.1%、デビットが2.9%でした。成長戦略フォローアップ（2019年6月21日閣議決定）で4割程度を目指すとしていたもので、2024年時点ではすでに目標をクリアしているものと推測されます。

改めての整理にはなりますが、経済産業省が2022年から2023年に設置した「キャッシュレスの将来像に関する検討会」が言及するキャッシュレス推進の社会的意義には、1）既存の課題解決（消費者の利便性向上、現金決済に係るインフラコストの削減、業務効率化／人手不足対応、公衆衛生上の安心など）、2）新たな未来の創造が掲げられています。2）新たな未来の創造、とは「支払を意識しない決済が広がり、データがシームレスに連携されるデジタル社会の実現」を目指すこととされていますが、ここでいう「支払を意識しない決済」は、「支払の意思は自分でコントロールしつつ、特別な意識を払わずとも決済が行える状態」と整理されています。

（注）キャッシュレスの将来像に関する検討会 とりまとめ（METI/経済産業省）

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_future/20230320_report.html

それでは決済の元手になる資金の手当てについてはどうでしょうか。年金生活者や自営業者など、元手となる収入は様々ですが、勤労者の場合は賃金です。この会報でも何度か取り上げた通り（260号「デジタル給振とリスク管理の重要性」ほか）、賃金は労働基準法第24条により通貨払いが原則です。しかし労働者が同意した場合には、その例外として①銀行口座と②証券総合口座への賃金支払が認められてきました。さらに、労働政策審議会労働条件分科会の議論を踏まえ、新たな選択肢として、③資金移動業者の口座への賃金支払を認めることとなり、2023年4月から資金移動業者の指定申請の受付が開始されました。金融庁が認める資金移動業者（1階部分）のなかから、労働基準法を所掌する厚生労働省が、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者を認める（2階部分）こととしたのです。

ここで「賃金の確実な支払」を担保するとは、資金保全（破綻時等の速やかな弁済）、適時の換金、不正引出しの対策・補償などを指します。新しい資本主義のグランドデザイン等で「資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築」したうえで、「労使団体と協議の上制度化する」、とした趣旨を踏まえたものです。

現時点（正確には2024年12月時点）で厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者数はPayPay株式会社（2024年8月指定、以下P社）とCOIN+〈コインプラス〉を扱う株式会社リクルートMUFGBiz（2024年12月指定、以下RM社）、の2社です。労働者指定口座残高の受入上限額はP社が20万円、RM社が30万円、としています。

（注）資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03_00028.html

また保証機関について、P社は三井住友海上、RM社は三菱UFJ銀行を指定しています。両社とも「指定資金移動業者の破綻時等から6営業日以内に、保証機関が自動送金先口座兼保証金受取口座に保証額を振り込む」要件を充足する、としています。

先行するP社のサイトには、すでに給与受け取りを始めた引越、運送、飲料、エネルギー関連などの事業者名や、労務管理のできるクラウドサービスとの連携を意識した機能連携の基本合意事例が紹介されています。保証機関である損保会社も2025年4月から導入する旨公表し、P社が所属するソフトバンクグループと並び、関連企業も含めて実績を積み上げていく方針のように伺えます。PM社の方は、働いた分の給与を給与日前に受け取りができる、などスマホアプリのサービスと併せての利用メリットを強調し、働いた分の給与を好きなタイミングで受け取り（即払い、と呼んでいます）、デジタルマネーで加盟店での決済に充当できる、としてキャンペーンを展開しているようです。

従業員（勤労者）のなかにも、若年層を中心に、日ごろからキャッシュレス決済に慣れ親しみ、給与も銀行ATMなどで現金を引き出す習慣がほとんどなく、振込はネットバンキングで、というパターンが当たり前だとすると、デジタル給与払いも選択肢に加えよう、という事業者も増えていくのは自然かもしれません。国税庁が2024年9月に公表した「令和5年分 民間給与実態統計調査」によると2023年末の給与所得者数は、5,076万人、2023年中に民間の事業所が支払った給与の総額は232兆9,072億円でした。どのうちどれくらいが給与振込になのかは不明ですが、現金よりキャッシュレス決済に慣れ、毎回の給与が20~30万円の範囲内に収まる層はデジタル給与での受け取りを選択する可能性があります。

ちなみに全国銀行協会も大手6行を集計対象とした「キャッシュレスによる払出し比率」を公表しています。以前は給与受取口座、直近では同口座に限らない個人口座からの払い出しが集計対象となっています。最新の2024年度上半期でみると、ATMなどからの現金引き出しが41.5%で、差引58.5%がキャッシュレス払出しとしています。後者の33.5%が口座振替（うちクレジットカード15.8%）、24.6%が振込（うちインターネットバンキング13.8%、ATM4.0%）で、いずれもその他の内訳比率も大きくなっています。趨勢的には現金引き出しの比率が低下傾向（個人給与受取口座に占める比率は2018年50.8%→2023年39.8%。2024年以降は同じベースでの公表なし）にはあるものの、先述の国税庁統計で、事業所からの支払い給与総額も増えているため、大手銀行における現金引き出しの需要も、口座振替・振込など資金決済のプレゼンスも、まだまだ大きいと見ることもできそうです。

（注）キャッシュレスによる払出し比率 | 各種統計資料 | 一般社団法人 全国銀行協会

<https://www.zenginkyo.or.jp/stats/other-cashless/>

上述の経済産業省「キャッシュレスの将来像に関する検討会」の資料としてまとめた「消費者実態調査の分析結果」をみると、「月々の支出金額に占めるキャッシュレス決済の割合は47%、口座振込/口座振替を含めるとキャッシュレス決済の割合は67%」にのぼり、世帯年収と月支出額が上がるにつれてキャッシュレス利用層の割合が高まる傾向にあります。一方、1000円以下の低単価ではキャッシュレス決済の利用度が高い層でも現金での支払いも併用しており、フルキャッシュレス層でも現金を持ち歩く層が74%、現金がなくても生活できると考える層は少数、と分析しています。経済産業省としてはキャッシュレス推進の立場から、現金取り扱いコスト（年間2.8兆円と見積もり）の低減とともに、決済に止まらず、行政手続きなどを含めたその他のシームレスなプロセスの実現など、先述の課題解決を目指した様々な施策展開を企図しているわけですが、「キャッシュレスの将来像に関する検討会」取りまとめではこれまでのキャッシュレス決済について、利用者の側にもいくつか不安がある点にも言及しています。

代表的には「年々増加する傾向にある詐欺やスキミングなどによる不正利用の被害額」ですが、もっと根本には、データの利活用が進む中で、自身の購入・決済履歴が悪用されたり、サービス購入に当たり、資金決済や口座残高の管理などが正当に行われたり、不正防止や正当な理由での取り消し、補償の仕組みがあるのか、といった仕組みの信頼性についての不安、不信があると思われます。業務処理、資金決済プロセスがシームレ

スになればなるほど、サービスの受け手、利用者にはブラックボックスに見えたり、責任の所在が明確でない、と感じる場面も増えて来るのではないのでしょうか。

経済産業省の「キャッシュレスの将来像に関する検討会」資料を読むと、キャッシュレス社会の推進のメリットには十分目配りがされていると思われる一方、セキュリティひとつをとっても、ネット決済での不正利用が増加している中で、「セキュリティ強化の取り組み（3Dセキュア・AIによる不正検知等）を積極的に周知する必要がある」、とか、「不正利用等のセキュリティ対策を「自分ごと」として捉えてもらうための仕掛けが必要である」、とするなど、利用者保護の観点がやや薄いのではないかと感じる箇所が散見されます。リスクが個人に転嫁される「リスク社会」の特性への備えが不十分な印象です。

このほかにも、資金決済事業者のシステム、あるいは電力や通信インフラの障害による、決済サービス中断のリスクへの目配り、さらには、資金決済事業者のプレゼンスが大きくなることに伴い、重要インフラ事業者としての責務も増えてくることへの配慮、などが欠けていないか、という懸念も抱きます。

これまで資金決済サービスの主たる担い手であった銀行その他の資金決済サービス事業者は、こうした備えをコストとして負担し、現金を含めた決済手段を中央銀行（日銀当座預金）と連携しながら提供し、信頼性を高めてきました。その意味では、銀行のシステム障害や大規模災害に見舞われないと、なかなかサービスの受け手が実感することは少ないですが、給与振込口座の維持についても、重要インフラ事業者としてのサービスや事業継続体制に裏付けられているのです。

しかしキャッシュレス決済を推進する経済産業省も、デジタル給与にかかる資金決済事業者を指定し、適切な業務運営がなされるよう監督する厚生労働省も、こうした面からの経験や全体の視点で仕組みを鳥瞰する（オーバーサイトの）経験に乏しいとみられる点は大いに気がかりです。新規参入した資金決済サービスの担い手にも重要インフラ事業者としての自覚はまだまだ乏しいでしょう。

今回取り上げた話題は賃金のデジタル給与払いからキャッシュレス決済まで広がりましたが、新しい決済サービス、賃金払いの仕組み全体を見渡して、リスクを個人や末端の事業者に安易に転嫁することがないよう、第三者の視点でリスク管理の高度化を促し、あるいは監査的な取り組みの必要性、重要性にも、きちんと目配りがされることを強く期待したいと思います。

<目次>



【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門(4)

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1. 公共インフラにおける重大事故【システム監査の専門家の出番】

最近、公共インフラの重大事故が多発している。システムの外部監査の法的義務化が急務である。

[1] 東北新幹線の分離事故の再発 ～ 電子機器への過度の依存は危険

3月6日午前11時頃、上野～大宮間を走行中の東北新幹線の「はやぶさ・こまち21号」の連結器が走行中に分離し、現場に緊急停止するという事故が発生した(→文献[1,2])。同様の事故は2024年9月19日の「はやぶさ・こまち6号」でも発生した。同様の重大事故が2度発生しており、国交省は「重大インシデント」に指定した。JR東日本は一旦山形・秋田新幹線の併結運転を中止したが、連結器開放レバーを物理的に固定することで3月14日より併結運転を再開した。事故原因は未解明であり、安全上の懸念が残ると言わざるを得ない。

★前回と同様、平坦な場所での分離であるため、後半部分が追突するという事故は発生しなかった。これが青函トンネルの勾配部分で発生していたら、重大な事故となり、復旧に長時間を要した可能性が否定できない。やはり、フランスのTGVのように接続構造車両を導入し安全性を強化するべきである(その意味では、某大手私鉄が接続構造の特急車両を廃止し、我が国から接続構造の高速車両の技術が失われたことは大きな痛手である)。また、2024年4月号でも指摘したように、合流点での安全側線は直ちに設置するべきである。

[2] 埼玉県八潮市での道路陥没事故の続報

1月28日、埼玉県八潮市中央1丁目の交差点において、突然道路が陥没し、トラックが転落した。トラック運転手の方は、現在(3月12日)でも安否不明である(→文献[1])。政府は全国の下水道の緊急点検を指示した。現在、超音波を用いた地下の空洞調査が可能であり、早急に検査を実施するきである(→文献[3-7])。

§2. 高校の授業料無償化と大学の授業料無償化

3月4日(火)に、国の2025年度の一般会計予算が衆議院を通過した。この過程で、政府・与党と一部野党との交渉の結果、「高等学校の授業料の実質無償化」が決定した。今後、私立中学の授業料支援も相上になると考えられるが、今後、国立大学の無償化も議論される見込みである。

先月も取り上げたように、中央教育審議会は「大学数の縮小も含めた規模の適正化」を答申した。大学教育に多額の税金が投入されている以上、社会還元が必要であり、大学卒業生の質の保証は最低限必要であると考えられる(→文献[8-12])。こうした背景もあり、「国立大学の全学生に対する無償化」は行われないと考えられる。無償化を得られるための条件としては、以下のようにするのが妥当であると考えられる。

- ① 共通テストを6教科(国語(古文・漢文を含む)、数学1・A・2・B・C、外国語、理科2科目、地歴・公民、及び、情報I)全て課すこと。大学院については外国語の試験を2か国語以上必須とすること。
- ② 個別学力試験は最低でも3教科(できれば4教科実施すること)。特に、全大学での数学1・A・2・B・Cの個別学力試験。理系の学部での理科2科目の個別学力試験の実施は絶対に必要。
- ③ 第二外国語の8単位以上を義務化していること。できれば第三外国語の義務化も望ましい。
- ④ 推薦入試・総合型入試においても、①の条件を満たすことが必要。

※医学部(看護を含む)・薬学部・歯学部・農学部(食品栄養学系)でのAO入試の全面禁止が必要である(→文献[9-12])。

§3. 卒業と入学シーズン

[1] 蛍の光

昔から、卒業式には「蛍の光」が歌われる。

- (1) 螢の光、窓の雪、書讀む月日、重ねつゝ、何時しか年も、すぎの戸を、開けてぞ今朝は、別れ行く。
- (2) 止まるも行くも、限りとて、互に思ふ、千萬の、心の端を、一言に、幸くと許り、歌ふなり。
- (3) 筑紫の極み、陸の奥、海山遠く、隔つとも、その真心は、隔て無く、一つに盡くせ、國の為。
- (4) 千島の奥も、沖繩も、八洲の内の、護りなり。至らん國に、勳しく、努めよ我が兄、恙無く。

★我が国ではスコットランド民謡とされることが多いが、原曲は“Auld Lang Syne”あり、非公式な“準国歌”である。そして惜別の念を歌うのではなく、旧友との再会を喜ぶ歌である。

- (1) Should auld acquaintance be forgot, and never brought to mind ?
Should auld acquaintance be forgot, and days of auld lang syne.
(*)For auld lang syne, my dear, for auld lang syne,
we'll tak a cup o' kindness yet, for auld lang syne.
- (2) And surely ye'll be your pint-stoup ! And surely I'll be mine !
And we'll tak a cup o' kindness yet, for auld lang syne. (*の繰り返し)(以下略)

[2] 仰げば尊し

卒業生は歌うことの多い曲して、「仰げば尊し」があるが、歌わないことも多いようである。

- (1) 仰げば 尊し 我が師の恩 教の庭にも はや幾年
思えばいと疾し この年月 今こそ 別れめ いざさらば
- (2) 互に睦し 日ごろの恩 別るる後にも やよ 忘るな
身を立て 名をあげ やよ 励めよ 今こそ 別れめ いざさらば
- (3) 朝夕 馴れにし 学びの窓 螢の灯火 積む白雪
忘るる 間ぞなき ゆく年月 今こそ 別れめ いざさらば

★「今こそ別れめ」の「め」を「目」と誤解している人々もいるが、実は推量・意思の助動詞「む」の已然形である。つまり、「こそ」～「め」は係り結びの関係にある。なお、岩波の古語辞典によると、四段活用の工段の音については、已然形は「開いた工」(独：ä、仏：è)であり、命令形は「閉じた工」(独：e、仏：é)であったと書かれている(→文献[9-12])。現在でも近畿地方では、両者の音のピッチ(音程)は異なっているようであり、筆者も極力発音を仕分けるように努めている。

なお、古文の学習において、歴史的仮名遣いについて苦勞する学生が多いが、「い(イ)」/「ゐ(ヰ)」、「え(ヱ)」/「ゑ(ヱ)」、「けふ」/「きゃう」、「お」/「を」なども、百人一首などにおいて、幼少期から、それぞれ、i/wi, e/we, eu=ō/ io, o/wo と発音を仕分ける訓練をしておくこと極めて効果的であった。これは現代語でも、「じ」/「ぢ(=づい)」, 「ず」/「づ」も発音を仕分ける訓練をしておくこと、外国人とのコミュニケーションにおいて有利である。特に、中国語は類似音が多いので訓練しておくべきであろう。

★現在、ローマ字での日本語表記について、長音の表記をどうするか文部科学省で検討中である。例えば、「お」の長音としては、フランス式の ô, ドイツ式の oh, オランダ式の oo などが存在しているが、何も表示しないのは良くない。筆者としては、ラ行は R でなく L に修正するべきであると思う。どう考えても、現在の日本語のラ行は L に近いからである。R はピッチ(音程)を低くすると、発音しやすいようである。

§4. 「103 万円の壁」問題及び消費税関連

「103 万円の壁」問題については、一部野党との合意により、2025 年度当初予算は衆議院を通過し、現在、参議院で審議中である。財務省の試算によると、税収のインパクトは国税で 1.2 兆円である。税収の上振れが約 7 兆円であり、半分は財政健全化に使うとしても、あと 2 兆円は余裕がある。

食料品等の軽減税率を(地方消費税分を含めて)8%から 5%に引き下げ場合は、国税分≒1 兆 5000 円、地方税分≒4200 億円であるので十分に可能である。しかも、**消費税の軽減税率の拡充は、中間層だけでなく、生活保護世帯や住民税非課税世帯にも大きな恩恵がある**(→文献[13,14])。

★地方税法第 72 条の 83 によれば、「地方消費税」の税率は次のように定められている。

(地方消費税の税率)

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、七十八分の二十二とする。

よって、食料品について「(国税の)消費税+地方消費税」を 8%から 5%に引き下げ場合は、地方税法はそのままで、消費税法を次のように改正することで実現できる。

(税率)

第二十九条 消費税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率とする。

- 一 課税資産の譲渡等(軽減対象課税資産の譲渡等を除く。)、特定課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(軽減対象課税貨物を除く。) 百分の七・八
- 二 軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる軽減対象課税貨物 **百分の三・九**

§5. 研究開発費の一律費用処理の是正と高額医療制度破綻の危機

[1] 薬価高騰の元凶と高額医療制度の上限額引き上げ問題

当初予算の衆議院通過後の 3 月 7 日になって、政府は高額医療制度の本年 8 月からの引き上げの中止を

表明した(この結果、当初予算は参議院段階での修正となる。憲法の規定により、衆議院に回付され、修正の承認の議決となる見込み)この表明は遅すぎるとの指摘も多い。ただ、この問題の背景には、近年の薬価の高騰が挙げられる(→文献[15-17])。もちろん、「**薬価高騰の最大の元凶は、2006年の会計基準の改悪＝研究開発費の一律費用処理＝ASBJの実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」にあることは明らか**である。これはASBJの輝かしい歴史の中の最大の汚点とも言えるものであり、「**異業種に進出するための研究開発投資は繰延資産の『開発費』に計上可能であり、製薬会社の新薬開発など本業のための研究開発投資は、(大半が損金不算入であるにも関わらず)一律費用処理される**」という、**先進国にあるまじき本末転倒な恐ろしい規定**である(→文献[18,19]。なお、制定当時の委員は全員退任済または逝去されている)。検体1000個に対して1個成功するか否かの世界である製薬会社にとって、この(文系目線の研究開発のプロセスを無視した)規定は、極めて過酷な足枷であり、単年度のPLへのインパクトを軽減するために、薬価高騰に走らざるを得ないのであろう。

★特に文献[18]の次の規定が極めて問題である。直ちに削除するべきである。

・**「研究開発費等に係る会計基準」の対象となる研究開発費については、発生時に費用として処理しなければならない**ことに留意する必要がある。(5.1)

★同報告の次の注釈の2は、「**財務諸表等規則(金融庁所管の内閣府令)の最新の規定と矛盾**している。

・会社法上、繰延資産の項目は限定されていないが、本実務対応報告では、これまで限定列举と解されていた**繰延資産の項目を増やす検討は行っていない**。したがって、上記5項目の繰延資産は、結果として、限定列举となる。なお、いわゆる法人税法上の繰延資産は、本実務対応報告における繰延資産には該当しないことになる。(5.2)

⇒会社計算規則第74条第3項第五号では、「繰延資産として計上することが適当であると認められるもの繰延資産」とあり、確かに具体的な規定はない。しかし、当時は「限定列举」と解されていたかもしれないが、次に示すように、**現行の「財務諸表等規則」には矛盾**しており、現時点(2025年)ではもはやその解釈は法的には無効であると考えられる(2005年当時の委員は全員退任または逝去されている)。

(流動資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。(中略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、**別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。**

(繰延資産の区分表示)

第三十七条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 創立費
- 二 開業費
- 三 株式交付費
- 四 社債発行費
- 五 開発費

2 第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

★永田町では製薬会社へのヒヤリングが行われており、今後、途中段階でのデータの売却なども多数考えられることから、資産価値の明示は是非とも必要であるという意見が多数出ている。

★ASBJは昨年8月に新たな繰延資産に関する会計基準を策定すると表明したが、他の基準開発で忙殺されているようである(→文献[20])。しかし、我が国の製造業の産業競争力を棄損し、高額医療制度を危機に陥らせている元凶の1つを放置することは、断じて許容されるべきではない。**人間の健康と生命は、一部の会計士が作成した「実務対応報告第19号の開発費の規定」より遙かに重い**。従って、以下の方法を提案する。

【方策1】**直ちに(5.1)及び(5.2)を削除し、文献[20]の開発費に関する②アを削除**する。そもそも(5.2)は上位規定である「財務諸表等規則」に矛盾している。詳細は金融庁の「財務諸表等規則」の「ガイドライン」にて規定する(既に筆者は、しかるべきルートで提案済みである)。

【方策2】【方策1】に加え、次の文言を加える。

開発費への計上の基準は、連結財務諸表規則第312条に定める指定国際会計基準の規定に従うものとする。

【方策3】金融大臣名で「実務対応報告第19号」の「開発費」に関する規定の無効化を表明する。

【方策4】財務諸表等規則第17条第2項の活用方法のガイドラインを作成し、現在費用処理されている研究改質費の「繰延資産」または「投資その他の資産」への計上を可能にする(既に筆者は、しかるべきルー

トで提案済みである)

※中期的には、償却期間については「5年」の規定を税法上の法定耐用年数に合わせる必要がある。

[2]「非化石価値」の創設について【システム監査の専門家の出番】

筆者は、去る3月7日(金)のASBJのセミナーに参加した。特に、**新リース会計基準の実務上の対応に関するパネル・ディスカッションは非常に有益**であり、好評であった。その際、SDGsの観点から注目すべき発表があった。それは(CO₂を発生しない発電に関する)「非化石価値」に関する会計基準の公開草案についての説明があった(→文献[21])。ここで注意すべきことは、**「非化石」の発電には原発や核融合が含まれる**ということである。筆者故人としては大いに賛成であるが、議論を呼ぶテーマであろう(→文献[22])。

[3]所有権移転外リース物品に対する償却資産税の捕捉率向上の施策【システム監査の専門家の出番】

これまで取り上げたように、新リース会計基準においても「300万円以下ルール」及び「1年未満ルール」は温存されてしまったため、「他府県のリース会社から借りている所有権移転外リース物品に対する償却資産税」について、**ユーザが資産計上しなかった場合に課税主体(都道府県・市町村)が償却資産税を正確に捕捉することは困難なまま**である。これについては、次の(1)~(3)の併用により解決可能と考えられる。

- (1) ユーザ側について：(所有権移転の有無を問わず)**全てのリース物件及びレンタル物件の費用の損金算入の要件**として、固定資産台帳の添付を義務化する。これは都道府県・市町村と情報共有する。
- (2) 償却資産税申告書類について：固定資産台帳の添付を全国で義務化する(横浜市などで実績あり)。
- (3) 償却資産税の課税主体が、(1)と(2)の固定資産台帳を照合する。

§6.西洋の文化的背景と復活祭(イースター)

今年もイースター・シーズンが近づいてきた。実は、西洋ではイースター(復活祭)はキリスト教最大の祭りであり、クリスマス(降誕祭)よりも重要とされている。米国のDonald Trump政権は、ロシア・ウクライナ戦争の停戦合意期限を復活祭の4月20日としている。しかも、**8年ぶりにグレゴリオ暦基準の復活祭とユリウス暦基準の復活祭の日が一致**しているのである。つまり、米露の復活祭が今年は一一致しているのである。

[1]復活祭の日の決め方(コンプトゥス)

復活祭は、**年によって移動する「移動祝日」であり、第1次ニケア公会議(325年)において、「春分の日後の最初の満月の次の日曜日」と定められた**。その結果、(西方教会の採用する)グレゴリオ暦基準では3月22日~4月25日、(東方正教会の採用する)ユリウス暦基準では4月4日~5月8日の間を移動する。このため、両基準で一致することは珍しいが、今年(2025年)は8年振りに一致した。2018年~2020年は3年連続で1週間差であったが、昨年はグレゴリオ暦基準では3月31日、ユリウス暦基準では5月5日と1か月以上も差が開くという現象が生じた。**欧米の企業の大半が3月末を決算日にするのを避けているのはこのためである**と考えられる。

★この算定方法はラテン語で computus paschalis(復活祭の計算)、ギリシャ語で ὀρθόδοξά πασχαλιά (復活祭の正しい道)と言う。computus は英語の computer、ὀρθόδοξά は英語の orthodox の語源である。

[2]言語による呼称の違い

復活祭の呼称は国により異なるが、イースターというのは少数派のようである。

- (1) ユダヤ教の「過ぎ越しの祭り」に由来するもの
ギリシャ語 : Πάσχα, ラテン語 : Pascha,
フランス語 : Pâques, スペイン語 : Pascua, イタリア語 : Pasqua, ロシア語 : Пасха
- (2) 復活の象徴として、「日の出」の方角である「東」に由来するもの
英語 : Easter, ドイツ語 : Ostern

[3]曜日と日付の優先度【システム監査の専門家の出番】

ユリウス暦は1年を365.25日とみなし、4年に1度閏年とする。従って、1900年も2100年も閏年である。一方、グレゴリオ暦では1年を365.2422日とし、100で割り切れるが400では割り切れない年は平年である。従って1900年と2100年は平年である。「ユリウス暦」の呼称は、紀元前45年に、この暦法を定めた共和制ローマ末期の政務官 Gaius Iulius Caesar に由来する。

★実は、September, October, November, December はそれぞれ第7~10の月である。これは春分を含む Martius を年初とする従前の考えに基づくものである。これをエジプト流の太陽暦に改暦する際、冬至に最も近い Januarius を「年の初め」としたため、名称が2か月ズレることとなった。また、Caesar が制定した当時は、「奇数月が大の月(31日)であり、偶数月が小の月(Februarius は29日で、他は30日)。閏日は Februarius の第24日を繰り返す」であった。同時に元老院は「第5月」を Julius に改称している。

後に、事実上初代皇帝の Augustus(Gaius Julius Caesar Octavianus)が自らの誕生月である「第6月」

が小の月であることを嫌い、「第6月」を Augustus と改称するとともに、Februarius から1日減らして、Augustus に追加するとともに、September 以下の大の月と小の月を逆転させた。現在、Julius 暦として知られているものは、厳密には、Augustus による改暦を経たものである。

★ユリウス暦の閏日は過剰であり、16世紀には春分は3月11日頃に起こるようになった。当時の教皇グレゴリウス13世の命令により、ルネッサンス期を経て発達した天文学を元に日付のズレを計算し、暦を修正することとなった。このため、新暦は「グレゴリオ暦」と呼ばれている。この改暦の実施は国によって異なるが、イタリア、スペイン(当時同君連合のポルトガルを含む)、及び、ポーランドでは1582年に実施され、**1582年に限り、10月4日(木)の翌日が10月15日(金)となった。**つまり、**日付は飛ばされたが曜日は連続した**のである。このように、キリスト教文明においては「曜日」は「日付」よりも重いのである。このことは、我が国の「六曜(先勝→友引→先負→仏滅→大安→赤口)」が、旧暦の月の変わり目で途切れることと対照的である。各月の朔日(ついたち)は次のように定められている(閏月は前月を繰り返す)。

旧暦の一月(睦月)・七月(文月)の朔日 = 先勝
 旧暦の二月(如月)・八月(葉月)の朔日 = 友引
 旧暦の三月(弥生)・九月(長月)の朔日 = 先負
 旧暦の四月(卯月)・十月(神無月)の朔日 = 仏滅
 旧暦の五月(皐月)・十一月(霜月)の朔日 = 大安
 旧暦の六月(水無月)・十二月(師走)の朔日 = 赤口

ここで、月名と曜日名の各言語の比較を示す。

日本語	現代中国語	英語	ドイツ語	フランス語	ラテン語	ギリシャ語							
						古代		中世以降		ロシア語			
曜日	星期	Days of the week	(m) Wochentag	(m) jour	(m) dies	(f) ἡμέρα	(f) ἡμέρα	直訳	(f) неделя				
日曜日	星期日	Sunday	(m) Sonntag	(m) dimanche	(m) dies Solis	(m) Ἥλιος	(f) Κυριακή	主の日	(n) воскресенье				
月曜日	星期一	Monday	(m) Montag	(m) lundi	(m) dies Lunae	(f) Σελήνη	(f) Δευτέρα	第二の日	(m) понедельник				
火曜日	星期二	Tuesday	(m) Dienstag	(m) mardi	(m) dies Martis	(m) Ἄρης	(f) Τρίτη	第三の日	(m) вторник				
水曜日	星期三	Wednesday	(m) Mittwoch	(m) mercredi	(m) dies Mercurii	(m) Ἑρμῆς	(f) Τετάρτη	第四の日	(f) среда				
木曜日	星期四	Thursday	(m) Donnerstag	(m) jeudi	(m) dies Jovis	(m) Ζεὺς	(f) Πέμπτη	第五の日	(m) четверг				
金曜日	星期五	Friday	(m) Freitag	(m) vendredi	(m) dies Veneris	(f) Ἀφροδίτη	(f) Παρασκευή	準備の日	(f) пятница				
土曜日	星期六	Saturday	(m) Samstag	(m) samedi	(m) dies Saturni	(f) ἡμέρα Κρόνου	(n) Σάββατο	安息日	(f) суббота				

※中国語では、日曜日は「星期天」とも言う。ドイツ北部では、土曜日は(m)Sonnabendとも言う。

※ (m)は男性名詞、(n)は中性名詞、(f)は女性名詞

日本語	日本語古典	現代中国語	英語	ドイツ語	フランス語	ラテン語	ギリシャ語	ロシア語
月	月	月	month	(m) Monat	(m) mois	(m) mensis	(m) μήν	(m) месяц
1月	睦月	一月	January	(m) Januar	(m) janvier	(m) Ianuarius	(m) Ιανουάριος	(m) январь
2月	如月	二月	February	(m) Februar	(m) février	(m) Februarius	(m) Φεβρουάριος	(m) февраль
3月	弥生	三月	March	(m) März	(m) mars	(m) Martius	(m) Μάρτιος	(m) март
4月	卯月	四月	April	(m) April	(m) avril	(m) Aprilis	(m) Απρίλιος	(m) апрель
5月	皐月	五月	May	(m) Mai	(m) mai	(m) Maius	(m) Μάιος	(m) май
6月	水無月	六月	June	(m) Juni	(m) juin	(m) Iūnius	(m) Ιούνιος	(m) июнь
7月	文月	七月	July	(m) Juli	(m) juillet	(m) Iūlius	(m) Ιούλιος	(m) июль
8月	葉月	八月	August	(m) August	(m) août	(m) Augustus	(m) Αύγουστος	(m) август
9月	長月	九月	September	(m) September	(m) septembre	(m) September	(m) Σεπτέμβριος	(m) сентябрь
10月	神無月	十月	October	(m) Oktober	(m) octobre	(m) Octōber	(m) Οκτώβριος	(m) октябрь
11月	霜月	十一月	November	(m) November	(m) novembre	(m) November	(m) Νοέμβριος	(m) ноябрь
12月	師走	十二月	December	(m) Dezember	(m) décembre	(m) December	(m) Δεκέμβριος	(m) декабрь

※ここに掲げた欧州系言語では、全て、9月、10月、11月、12月が、「第七の月」、「第八の月」、「第九の月」、「第十の月」という名称である。

[4]その他の暦【システム監査の専門家の出番】

天文学やDBのOracleでは、Julius日を使用する。これは-4712年1月1日(紀元前4713年1月1日)の正午を0とする暦を用いる。今月号の発行日であり、筆者の59歳の誕生日でもある2025年3月25日の午前0時は2460759.5となる。

東ローマ帝国では「キリスト紀元」ではなく、旧約聖書の「創世記」の天地創造の年を逆算して規定した「世界創造紀元」を使用していた。ただし、日付はユリウス暦と同じである。これによると、天地創造は紀元前5509年の9月1日である。世界創造紀元によると、2025年3月25日は7529年3月25日である。

ほかに、「フランス革命暦」(1793年~1805年)やヨシフ・スターリンの定めた「ソビエト革命暦」(1929年~1940年)なども興味深いですが、これらは別の機会に取り上げることとしたい。

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、システム導入上の制約、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、行政書士、医師・薬剤師、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- [1] 東北・上越・北陸新幹線が上下線で運転見合わせ 上野～大宮で“車両分離”の影響 けが人なし
<https://news.yahoo.co.jp/articles/617a15f691cc4a306dc11e964769a06e1b0f7f30>
- [2] 【緊急ライブ】東北新幹線の「はやぶさ・こまち 21 号」が上野駅と大宮駅の間で連結車両が分離して停車か 現場空撮も【LIVE】(2025年3月6日) <https://www.youtube.com/watch?v=AYVJ3Hjpb6g>
- [3] 【独自映像】埼玉・八潮市「道路陥没の瞬間」交差点に“穴”が突然…予想だにしない出来事に提供者は「怖いです」と繰り返す | TBS NEWS DIG <https://www.youtube.com/watch?v=yyPhssDAvTg>
- [4] 埼玉陥没事故クラック多数 <https://www.facebook.com/reel/1144597617324573>
- [5] 石破首相 インフラ全体の老朽化対策検討指示 八潮道路陥没受け
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250220/k10014727921000.html>
- [6] 陥没予防調査 ジオ・サーチ <https://www.geosearch.co.jp/service/01.php>
- [7] スケルカ陥没予防調査 <https://www.youtube.com/watch?v=c0s3mq4zeV0>
- [8] 「大学を縮小しながら教育の質向上と機会均等」…中教審の合同部会、質保てない大学「撤退を」
<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20250128-OYT1T50139/>
- [9] 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(最新版 2024/11/25)
- [10] 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)(最新版 2024/11/11)
- [11] 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)(最新版 2024/12/30)
- [12] 「軽減税率」田淵隆明が語る、「国際取引における連結上の照合・相殺消去」再考(最新版 2025/02/10)
- [13] 江田氏ら立民消費減税派が勉強会 食料品税率ゼロ、公約化目指す
<https://news.yahoo.co.jp/articles/80a84a2a4ee4a30ed43e77d3f781470f38594a73>
- [14] 「食料品は消費税ゼロに」立憲 3 割が出席 よみがえる党分裂の記憶
<https://www.asahi.com/articles/AST2F3CJ5T2FUTFK00KM.html>
- [15] “高額療養費引き上げ”見送る方針を表明
<https://www.youtube.com/watch?v=6wKIjfhCTMo>
- [16] 石破首相「キムリアは 1 回 3000 万円」高額療養費引き上げの答弁に批判 立憲・酒井氏との質疑
衆院予算委(2025年2月21日) <https://www.youtube.com/watch?v=j69MNVWr6bQ>
- [17] <https://news.yahoo.co.jp/articles/18bc6227a62799eef88634bcbfc86ea59b8d52e1>
- [18] 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い
https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards_system/details.html?topics_id=59
- [19] 同解説文 https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/manual_40_manual.pdf
- [20] 現在開発中の会計基準に関する今後の計画(ASBJ) の 2(3)
https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/2025_0220.pdf
- [21] https://www.fasf-j.jp/jp/seminar/2025-0306_0307.html
- [22] 平和島に「核融合」開発施設 京大発、世界の知を集めて一番乗りへ 現着しました！(産経新聞)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/b1173fe95cd5c1a46db128341f3949629f975aee>

<目次>

【第 24 期通常総会報告】

会員番号 2581 齊藤茂雄（事務局長）

第 24 期通常総会は以下のとおり行われました。第 24 期総会は、2024 年の第 23 期総会と同様、会場と Web 会議システム（Zoom）を用いたハイブリッド開催と致しました。なお、本総会の Web 会議システムでは、出席者の発言が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いに行える状態を維持し進行致しました。

1. 日 時 2025 年 2 月 21 日（金） 13:30～14:15

2. 場 所 会場および Web 会議システム（Zoom）によるハイブリッド開催
会場：東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 11-3
TIME SHARING 茅場町 岡本ビル 3F 会議室

3. 出席者数 137 名（会場出席 26 名、Web 出席 20 名、委任状 91 名を含む）
但し、正会員総数 590 名（2024 年末時点）

4. 審議事項

- （1）2024 年度事業報告の件
- （2）2025 年度事業計画の件
- （3）2025 年度予算の件

5. 議事の経過の概要および議決の結果

互選により、荒町副会長を議長に選任し、続いて上記 3 議案の審議を行った。

議長より本日の議事録をまとめるにあたり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、互選により齊藤茂雄副会長、永井孝一理事の 2 名を選任した。

第 24 期通常総会資料に基づき、以下の通り審議及び議決が行われた。

（1）2024 年度事業報告の件

① 事業概要報告

松枝会長の代理で山口副会長より 2024 年度事業報告について説明を行った。

② 会計報告及び監査報告

豊田会計担当理事より 2024 年度の会計決算報告について説明を行い、続いて久保木監事より監査報告が行われた。

上記について審議を諮ったところ、全員異議なくこれを可決した。

（2）2025 年度事業計画の件

松枝会長の代理で山口副会長より 2025 年度事業計画（案）について説明を行い、審議を諮ったところ、全員異議なくこれを可決した。

（3）2025 年度予算の件

豊田会計担当理事より 2025 年度予算（案）について説明を行い、審議を諮ったところ、全員異議なくこれを可決した。

以上により本日の議事を終了し、議長は会員各位の今後の協力を要請して閉会を宣言した。

<目次>

【総会特集】会報アワードと年間テーマ

会員番号 2574 竹原 豊和（会報部会主査）

1. 2024 年度会報アワード表彰者

2024 年 1 月号～12 月号の会報記事投稿分から会報編集委員が選出した表彰者は以下の方々です。

（敬称略）

【めだか】の部 : 空芯菜

【記名投稿】の部 : 大石正人、田淵隆明

【支部報告】の部 : 北信越支部、中部支部

※ 本部報告については該当なし

引き続き、皆様からのご投稿をお待ちしておりますので、宜しくお願い致します。

2. 2025 年の会報年間テーマについて

2025 年度の年間テーマを会報部会のメンバーにて協議をした結果、様々な案が出されましたが、その中から「続・時代が求めるシステム監査」を選出致しました。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かってゆけばよいか、という意味では昨年と現状は大きく変わっておらず、引き続き同様のテーマと致しました。

また、「意見箱」「投稿に対する質問」「書評」についても広く募集しておりますので、こちらについても宜しくお願い致します。

年間テーマ以外の投稿も大歓迎ですので、引き続き宜しくお願い致します。



以上

<目次>

【北信越支部 2025 年度支部総会・富山県例会/3 月リモート例会報告】

会員番号 0947 梶川明美 (北信越支部)

以下のとおり北信越支部 2025 年度支部総会・富山県例会/3 月リモート例会を開催しました。

- ・日時：2025 年 3 月 8 日 (土) 現地参加者：12 名、リモート参加者：2 名
- ・会場：現地会場 (北電情報システムサービス株式会社 本社 会議室) と
リモート (Teams) のハイブリッド開催
- ・議題：
 - (1) 支部総会
 - ・新入会員の紹介
 - ・昨年度活動報告と今年度活動計画について
 - ・昨年度会計報告と今年度会計計画について
 - (2) 支部例会
 - ・本部総会報告
 - ・IT ガバナンス研修会の報告 (中部支部、2/15・16 開催) 荒牧裕一様
 - (3) 研究報告/意見交換
 - ・「未来をどう生きるか」 梶川明美
 - ・共通テーマ及び今年度の 3 支部合同研究会の運営についての協議 宮本茂明様

◇研究報告**【テーマ】「未来をどう生きるか」**

会員番号 0947 梶川明美

【要旨】

自分はどこへ向かっているのか、どのように進むべきなのか迷いながら、試行錯誤しながら日々を送っている。不確定要素が多い世の中であって、自分のありたい姿が明確でもなく、どこを目指して進むのかを決定するのはとても難しい。

そんな中、講演会で経営への優れた取り組みを聴講する機会があり、経営者の根底に流れる理念や信念のようなものを感じ取ることができた。

今回、改めて未来に向かって進むべき道筋について整理してみた。

【発表内容】

- ・変化を厭わない (時代に合わせて柔軟に対応する)
- ・社会に貢献する
- ・従業員とともに進む
- ・地域に根差した活動を行う
- ・自前で賄う

・人的資源について考える

【所感】

様々な企業の取り組みを見聞きし、発表資料をまとめる中で、次第に未来への方向性を見いだせたように感じている。

変化を厭わない、社会貢献、人的資源の大切さを思う（人間力磨き）の3つを大切にすることで道が切り拓かれるように思う。工夫次第でピンチをチャンスにも変えられるし、自分自身の心のありよう、不断の努力が未来へのカギとなるのだろう。未来を見据えつつも、今なすべきことに集中したいと改めて思った。



<目次>

【近畿支部 第 210 回定例研究会】

会員番号 2782 大谷英徳 (近畿支部)

1. テーマ 『デジタル化に向けた IT 部門の取組み』
2. 講師 日本オラクル株式会社所属
コンサルティングソリューションディレクター
丸山博儀氏
3. 開催日時 2025 年 1 月 17 日 (金) 19:00~20:30
4. 開催場所 ドーンセンター5 階セミナー室 2、オンライン視聴 (Zoom)
5. 講演概要

講師の丸山氏が、長年にわたる IT 部門での勤務並びに中国での駐在、米国 IT 系企業での勤務など幅広いご経験を基に、日本再生のカギを握る日本の IT 部門の覚醒についてグローバルな視点から講演をいただいた。

(1) 日本の状況

日本の IT の現状について、日本企業で稼働の IT システムはモダニズムが進まず、カオスにシステムが連携している。その運用に人、モノ、カネといった経営資源が食われている状況で新たなシステム構築が行いにくい。複雑化したシステム故に全社でのデータ利活用ができていない。そのような状況下において世界は DX 化が進展、また AI など新たな IT の進化が進んではいるが、その動きに乗ろうとしても日本は現 IT システムのお守りが中心でかつスキルある IT 人材の不足が大きな課題となっている。

(2) デジタル大国中国

中国において 2015 年からチャイナイノベーションと呼ばれるモバイルとインターネットが融合した時代が到来した。政府のトップダウンの取り組みに加えて、中国人の合理性・先取性精神に、スピード感をもって実装面と応用面での工夫を凝らす手法で、短期間にデジタル化されたサービスが社会基盤化として確立した。最近ではチャイナイノベーション 2.0 と呼ばれるフェーズに移り、チャイナイノベーションで培ったノウハウ、人材、データ、社会基盤をベースに、AI とコンピューティング能力を使った新たなサービスと産業チェーンを創造し、巨大な国内市場を実験場にして品質と製品を磨き、グローバル市場に進出を目指し米国と激しく対立することとなり、現在も続いている。

(3) 米国 IT 企業

米国経済の成長は情報処理産業の発展に依るところが大きい。日本との比較において、製造業の成長率は日本と米国では大差は見られないが、こと情報処理産業においては大きく水をあけられている。この一つの原因として日本のホワイトカラーの生産性の低さが指摘されている。村田聡一郎著「ホワイトカラーの生産性はなぜ低いのか」によると、日本のカイゼン文化・現場力は素晴らしい成果をブルーカラー領域で上げた。しかし、ホワイトカラー職人の領域では、それが部分最適の山を築き、部門間の情報分断を招く結果となった。と指摘している。翻って欧米企業には常設組織のプロセスオフィスが有り、全体最適を常に

Update していく機能がある。と断じている。

(4) 変革に向けて

このような状況において日本企業の変革は可能なのか？について、ウリケ・シェーデ著「シン・日本の経営悲観バイアスを排す」では、決して悲観する状況ではない。変化が遅いのは、安定と引き換えに日本が支払っている代償であり、遅いのは停滞ではない、日本の先行企業は改革を重ねて、再浮上している。ショックはチャンスであると述べており、日本企業にはポテンシャルは十分あるとのこと。

6. 所感

講師の丸山氏は長年中国でのビジネスを展開されてこられたご経験から、中国のデジタル化の現状について、多くの具体的事例を紹介しながらの説明を頂き、改めて中国はもとより世界の IT 化、DX 化の進展の速さについて理解を深めることができた。ただそういった状況であっても、日本ではまだまだ変革のチャンスはあるとのこと、**「シン・日本の経営悲観バイアスを排す」**の中で述べられていた**「日本は人間でいえば今が思春期」**という言葉に、かすかな光を見出した思いであった。今回の講義では私自身 IT 化の進展は予想を超えるスピードで展開していることを学んだ。そのことを踏まえシステム監査においてもこの IT 化の進展に遅れないよう日々研鑽が必要であると感じた。

以上



<目次>

注目情報（2025.3～2025.4）「2024年度ソフトウェア動向調査」 調査結果データの公開等**概要**

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、2024年12月17日から2025年2月14日にかけて、ソフトウェアに対する考え方やソフトウェア開発の実態、産業分野ごとのレガシーシステム（脚注1）の現状や課題を把握することを目的に「[2024年度ソフトウェア動向調査](#)」を実施した。

2025年2月25日時点で、企業797件、個人74件の計871件の回答があり、これらのデータが匿名化され、オープンデータとして公開された。

調査項目

企業向け

プロファイル、組織、技術、人材、レガシー、その他（自由記述）

個人向け

プロファイル、メイン（技術中心）、その他（自由記述）

調査結果ダウンロード

企業向け

- [調査結果（選択肢項目文字列）（CSVファイル）（4.8 MB）](#)
- [調査結果（選択肢項目 ID）（CSVファイル）（580 KB）](#)
- [設問一覧\(Excel:64 KB\)](#)

個人向け

- [調査結果（選択肢項目文字列）（CSVファイル）（290 KB）](#)
- [調査結果（選択肢項目 ID）（CSVファイル）（47 KB）](#)
- [設問一覧\(Excel:34 KB\)](#)

調査結果の自由記述回答は匿名化のため空欄となっている。また選択肢項目 ID は設問一覧の選択肢番号と対応している。ただし、その他の ID は「-999」、特になしの ID は「-998」と設定されている。（設問によっては、選択肢のラベル名が若干異なる場合がある。）

調査結果ダウンロードの取り扱いについては、[ウェブサイトのご利用について](#) を確認のこと。

参考

国内外調査との比較をしたい場合、以下のような調査が公表されている。

- [一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会「企業 IT 動向調査報告書」](#)
- [一般社団法人情報サービス産業協会「デジタル技術応用の拡大と社会変革の実現に向けて～DX と内製化の状況分析から～」](#)
- [ISBSG「ISBSG Data - A wealth of information」](#)

<目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第296回	日時	2025年4月21日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	金融庁「サイバーセキュリティガイドライン」の概要について
	講師	あずさ監査法人 Digital Advisory 事業部長 日本システム監査人協会 副会長 公認システム監査人 山口達也（やまぐち たつや）氏
	講演骨子	2024年10月に金融庁より発表された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」は最新のサイバー脅威や国際基準を取り入れ、より実効的な内容であると評価されると同時に、リスクアプローチにより、各組織がより自社の状況に合わせた検討を行い、優先順位をつけて対応することが求められています。そのため対応項目が多かったり、内容によっては非常に高度な対応が求められる等、単純に適用が難しい側面もあります。こういった特徴も踏まえ、ガイドラインの概要について解説します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/296.html	

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第297回	日時	2025年5月19日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	ベネッセ個人情報漏えい事故後のPMS再構築
	講師	株式会社ベネッセコーポレーション 情報セキュリティ推進部 田中友子（たなか ゆうこ）氏
	講演骨子	2014年7月に発生した、株式会社ベネッセコーポレーションの個人情報漏洩事故後の、情報セキュリティマネジメントシステム・個人情報保護マネジメントシステムの再構築についてご紹介します。 ・事故以前の取り組み ・事故からの学び ・情報セキュリティマネジメントの再構築
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/297.html	

<目次>

■システム監査実務セミナー(日帰り4日間コース)		
第 4 5 回	日時	2025年5月17日(土)~18日(日) 2025年5月31日(土)~6月1日(日) <日帰り2日×2回> どちらか一方のみの参加は不可 時間：土曜は9:30~18:30、日曜は9:30~17:00 (進行状況により若干の変更が生じる場合があります。)
	場所	会場：八丁堀 ゼロワンビル会議室(6F) 東京都中央区新川2-8-5 ゼロワンビル6F (最寄り駅 東京メトロ東西線 茅場町駅徒歩8分、東京メトロ日比谷線 八丁堀駅徒歩4分、JR京葉線 八丁堀駅徒歩4分) ※会場は変更になる場合があります。
	テーマ	COSO-ERMモデルが提唱する、企業のリスク低減を図るためのシステム監査を目指す
	教材	商社におけるセキュリティに関する監査
	副教材	情報システム監査実践マニュアル(第3版) 森北出版社 5,720円 (お近くの書店等にてご購入ください。)
	セミナー概要	3~5名のチームに分かれて、システム監査に対する被監査企業の意向を確認するところから始まり、被監査企業のトップに対するシステム監査報告会実施までの、システム監査プロセスを、4日間で模擬体験して頂きます。
	参加費	SAAJ会員 132,000円 非会員 154,000円 (費用には、教材費・消費税が含まれます。)
	お申込み	https://www.saa-j.or.jp/kenkyu/jitsumuseminar/jitsumuseminar45.html



<目次>

協会からのお知らせ 【 2025 年度春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】

2025 年度春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集の〔公告〕が協会のホームページに掲載されています。資格取得を企図されている各位はご参照願います。〔公告〕の概略は下記の通りですが、申請書等の資料のダウンロードなども、ホームページからお願い致します。

[\(春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について\)](#)

[補足]

システム監査技術者試験の合格者以外でも、従来から情報セキュリティその他の高度情報処理技術者試験合格者、中小企業診断士、公認会計士、技術士、ITC、CISA、ISMS/プライバシーマーク主任審査員などの各位も、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来ました。2017年からこれに加え、情報処理安全確保支援士、米国公認会計士、内部監査人、QMS主任審査員、公認情報セキュリティ監査人が、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来るようになりました。さらに2023年12月に特別認定制度を改定し、PMI (Project Management Institute) が認定するプロジェクトマネジメントの資格「PMP (Project Management Professional)」を加えました。また、申請前直近6年間のシステム監査実務経験(実務経験みなし期間)が2年以上あれば、公認システム監査人の認定申請が出来ます。(募集要項)

----- 記 -----

2025 年 2 月 1 日

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会

公認システム監査人認定委員会

2025 年度春期**公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について**

〔公告〕

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会(以下、協会という)は、公認システム監査人認定制度(2002年2月25日制定)(以下、制度という)に基づき、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor : CSA)」および「システム監査人補(Associate Systems Auditor : ASA)」を認定するため、2024年度春期公認システム監査人およびシステム監査人補の募集を行います。募集の概要と申請書等の資料の入手方法は、以下のとおりです。

1. 認定資格

公認システム監査人およびシステム監査人補とする。

2. 申請条件

- (1) 認定申請者は、経済産業省が実施するシステム監査技術者(旧情報処理システム監査技術者)試験に合格していること。(制度2(5)特別認定制度に基づく特別認定講習の修了により、上記試験の合格者と同様に扱う者を含む)
- (2) 公認システム監査人の申請者は、申請前直近6年間のシステム監査実務経験(実務経験みなし期間)が2年以上あること。

3. 認定申請

(1) 申請書類（記入方法は、募集要項参照）

公認システム監査人およびシステム監査人補の申請書類は、次表のとおりとする。

申請書類	公認システム監査人	システム監査人補	記事
(1)認定申請書	○	○	様式 1
(2)監査実務経歴書	○	—	様式 2
(3)小論文	○	—	様式 3
(4)宣誓書	○	○	様式 4
(5)資格証明（写）	○	○	
(6)申請手数料振込書（写）	○	○	
(7)面接試験	□	—	別途通知

（注1） ○印の資料一式を申請書類として提出する。

（注2） □印については、面接試験を実施する。

備考：公認システム監査人とシステム監査人補を同時申請する場合は、公認システム監査人用の申請書類を提出する。

(2) 面接試験

申請書類審査後、認定委員会が別途指定・通知する日時場所において、面接試験を受ける。

4. 募集期間

2025年2月1日（土）～2025年3月31日（月）（同日消印まで有効）

5. 認定申請手数料（消費税 10%を含む）

申請手数料	協会会員	非会員
(1) 公認システム監査人認定申請手数料 （注1）システム監査人補と同時申請する場合も手数料は同じです。	22,000 円	33,000 円
(2) システム監査人補が申請する場合の公認システム監査人認定申請手数料	11,000 円	16,500 円
(3) システム監査人補認定申請手数料	11,000 円	16,500 円

6. 資料の入手方法

（[春期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について](#)）から

【個人情報の取り扱いについて】 ⇒ 「同意する」 ボタンを押下

(1) 「公認システム監査人、システム監査人補 募集要項」

ダウンロード（PDF 形式）

(2) 申請書等様式一式

- ・ 認定申請書（様式1）：Word 形式
- ・ 監査実務経歴書（様式2）：Word 形式
- ・ 小論文（様式3）：Word 形式
- ・ 宣誓書（様式4）：Word 形式

(3) 公認システム監査人認定制度のダウンロード

・ PDF 形式

(4) 「公認システム監査人制度」創設のお知らせ（2002年7月1日）のダウンロード

・ PDF 形式

(5) 特別認定講習に関する情報

（・特別認定講習機関認定については HP の当該 URL から参照）

以上
<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 SAAJ協会行事一覧 】		赤字：前回から変更された予定	2025.3
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
2月	6：理事会：通常総会議案承認 28：2024年度年会費納入期限 28：消費税申告期限 28：東京都：認定NPO更新申請 28：東京都：NPO事業報告書提出	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	21：13:30 第24期通常総会
3月	13：理事会 28：年会費未納者宛督促メール発信	1-31：春期CSA・ASA書類審査 6：第295回月例研究会	
4月	10：理事会	初旬：春期CSA・ASA書類審査 中旬：春期ASA認定証発行 21：第296回月例研究会	20：春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試験
5月	8：理事会	中旬・下旬土曜：春期CSA面接 19：第297回月例研究会 17-18：第45回システム監査実務セミナー 31-1：第45回システム監査実務セミナー	
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 12：理事会 19：年会費未納者督促状発送 28：支部会計報告依頼（〆切7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	上旬：春期CSA面接 19：第298回月例研究会 中旬：秋期CSA・ASA募集案内 中旬土曜：春期CSA面接 下旬：春期CSA面接結果通知 中旬～下旬：春期CSA認定証発送	3：認定NPO法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
7月	10：理事会 11：支部助成金支給	8：第299回月例研究会 中旬：秋期CSA・ASA募集案内	14：支部会計報告〆切
前年度に実施した行事一覧			
8月	（理事会休会） 3：中間期会計監査	1：秋期CSA・ASA募集開始～9/30 1：第42回CSAフォーラム	
9月	12：理事会	9：第290回月例研究会 13：IT-BCP事例セミナー 28-29：第44回システム監査実務セミナー 30：秋期CSA・ASA募集締切	
10月	10：理事会 13：情報処理技術者試験会場での 入会案内チラシ配布	12-13：第44回システム監査実務セミナー 21：第291回月例研究会	13：秋期情報処理試験（システム 監査技術者試験）、情報処理 安全確保支援士試験 26：13:30 会員活動説明会
11月	11：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 14：理事会 18：2025年度年会費請求書発送準備 27：本部・支部予算提出期限 27：会費未納者除名予告通知発送	18：第292回月例研究会 中旬：CSA・ASA更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 中旬～下旬：秋期CSA面接	9：2024年度支部合同研究会 （大阪・天満橋にて開催）
12月	1：2025年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 12：理事会：2025年度予算案承認 会費未納者除名承認 第24期総会（2/21）審議事項確認 13：総会資料提出依頼（1/7〆切） 13：総会開催予告掲示 20：2024年度経費提出期限	上旬：秋期CSA面接、CSA面接結果通知 中旬：CSA/ASA更新手続案内メール 〔更新申請期間 1/1～1/31〕 16：第293回月例研究会 中旬：春期CSA・ASA募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 下旬：秋期CSA認定証発送	12：協会創立記念日
1月	7：総会資料提出期限 16:00 9：理事会：総会資料原案審議 29：2024年度会計監査 31：償却資産税申告期限 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA更新申請受付 20：第294回月例研究会	8：支部会計報告提出期限

<目次>

会報編集部からのお知らせ】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2025年の会報年間テーマは、**「続・時代が求めるシステム監査」**です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かってゆけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saa.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saa.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っておりません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saa.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saa.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、
野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス：saajeditor ☆ saaj.jp（☆は投稿時には@に変換してください）